

コロナに負けるな！がんばれにらさき応援
プレミアム付商品券

地元でお金を使い、ふるさとを元気に！

【令和2年9月補正予算成立を前提】

チームにらさきエール商品券 事業実施要領

令和2年8月20日

韮崎市産業観光課

1. 目 的

新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響を緩和するため、プレミアム付商品券を発行し、地域における消費を喚起・下支えします。併せて新型コロナウイルス感染症予防対策への意識を市民・事業者に浸透させ、また予防対策を行う事業者を応援します。

2. 実施主体

韮崎市・韮崎市商工会

3. 購入対象者

韮崎市民又は市内の事業所に在勤する者

4. 取扱い事業所

韮崎市内に事業所や店舗を構え事業を営む者(移動販売等で韮崎市を巡回し営業するものを含む)で、新型コロナの予防に取り組むことを宣言(対象業種のみ)し、本事業の趣旨に賛同する事業所とします。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染予防対策取組み宣言について

①趣旨:不特定多数の人と接する機会が多い業種においては、感染不安などの理由から利用者の減少がみられており、感染予防対策への意識向上が必要と考えます。

そこで、感染予防対策への意識向上を図るため、対象業種の事業所の場合、感染予防対策取組み宣言を必須(グリーンゾーン認定施設は除く)といたしました。

宣言施設は、山梨県グリーンゾーン認定施設と併せて市HPやエール商品券ポスター・チラシなどにおいてPRいたします。

②対象業種:道路旅客運送業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、学習支援業、療術業

③宣言方法:宣言書(市所定様式)を確認(取組みの実施)し、宣言日及び店舗名を記載したものを2部作成していただきます。1部は、申請時に添付し、1部は店舗へ掲示をしていただきます。

なお、既に県認証施設となっている場合や、独自基準(宣言書以上)により感染対策を実施し、広くその対策について公開している場合は、宣言書の提出・掲示は必要ありません。

④感染予防対策補助:対象業種には、山梨県の設備改修補助金(飲食・宿泊のみ)・韮崎市店舗等応援補助事業(上記対象業種のみ)などの補助制度がありますので、活用して感染予防対策をお願いします。

対象業種でない事業所であっても、マスクの着用・手洗い・うがいの徹底・3密回避等の感染予防に努めてください。

(2) 参加事業所の募集

韮崎市は、韮崎市ホームページなどで参加事業所を募ります。韮崎市商工会は、商工会加盟事業所に案内を行います。

※小売、CVS、飲食、理美容、自動車販売、整備、サービス、製造、建設関連業種等
(下水道取り付け工事、リフォームなど)、原則的に当該商品券が利用可能な全業種を対象

(3) 参加事業所申請期間

令和2年9月上旬～9月末(商工会の定めた期間)

※申請期間が過ぎても参加事業所として受け付けます。ただし、チラシ等への掲載ができない場合があります。

参加事業所の取りまとめ

- ① 申込み窓口は、葦崎市商工会とします。参加事業者は、所定の「取扱い申請書」を葦崎市商工会に提出(FAX可)してください。
- ② 葦崎市商工会は、参加事業者からの申込書(写)を葦崎市に提出してください。
- ③ 葦崎市では、取扱い事業者の振込口座登録後、商工会に返却します。

5. 商品券名称及び販売金額

・本券は「チームにらさきエール商品券」と総称します。

・1冊の内容は、次の2種類です。

- ① 額面 1,000円券×13枚の商品券 <<27,000冊>>

1冊(13,000円分)を10,000円で販売

※共通券8,000円分と中小事業所専用券5,000円分

- ② 額面 1,000円券×4枚 + 500円券×5枚の商品券 <<6,000冊>>

1冊(6,500円分)を5,000円で販売

※共通券4,000円分と中小事業所専用券2,500円分

・購入限度額を設けます。1世帯あたり合計50冊まで

制限販売期間(11/8～14)は、1世帯あたり5冊まで購入できます。

制限解除後(11/15～)は、1世帯当たり45冊(制限販売で完売した場合は、終了)まで購入できます。

※中小規模事業所の振興のため、大型店(店舗面積1,000㎡以上)を含むすべての取扱店で
使用できる「共通券」、中小の取扱店のみで使用できる「中小事業所専用券」の組み合わせとな
ります。

◆ 額面13,000円商品券の場合

- ・共通券:1,000円券8枚
- ・中小事業所専用券:1,000円券5枚

◆ 額面6,500円商品券の場合

- ・共通券:1,000円券4枚
- ・中小事業所専用券:500円券5枚

6. 発行予定枚数 33,000冊 (総額3億9千万円)

7. プレミアム分の負担（市補助金⇒商工会）

プレミアム分30%は葦崎市（市補助金を商工会に交付）が負担いたします。

取扱い事業所の負担はありません（参加料、会費等もありません）。

8. 実施時期（商品券有効期間）

令和2年11月8日（日）～令和3年2月21日（日）

9. 商品券販売

令和2年11月8日（日） 午前8時30分発売開始 （販売期限：令和3年2月19日（金））

制限販売期間 令和2年11月8日（日）～14日（土） 8日は市役所でも販売

制限解除販売 令和2年11月15日（日）～ 15日は市役所でも販売

※制限販売期間中に商品券が完売した場合、制限解除販売はいたしません。

10. 商品券販売方法及び場所

(1) 販売方法

- ・対象者確認（住所が確認できる書類の提示若しくは、住所地の聞取り）を行い、制限販売期間は1世帯5冊まで販売できます。制限販売期間内で商品券が完売されなかった場合、15日から制限解除となります。その場合、1世帯45冊まで販売できます。
- ・1冊5,000円商品券であっても、1冊として上限をカウントします。
制限期間内は、1日1世帯1冊まで販売できます。

(2) 販売場所

葦崎市役所産業観光課（市役所本庁舎内）：平日

葦崎市商工会：平日

地域情報発信センター（ニコリ1階）：第3月曜日を除く毎日

令和2年11月8日（日）及び15日（日）は、市役所でも販売します。

※地域情報発信センターは在庫僅少です。完売の場合は、市役所で購入してください。

※葦崎市商工会は、11月9日（月）から平日毎日販売します。

11. 取扱い事業所換金期間&換金場所

取扱い事業所で回収した商品券の換金は、所定の換金請求書に必要事項を記入し、使用された商品券を添付して換金手続きを行います。

※換金受付は 令和2年11月9日（月）～令和3年3月3日（水）までの期間

葦崎市役所産業観光課窓口にて受付いたします。（平日：9時～16時30分）

最終支払日 令和3年3月15日（月）を予定

毎月10日・20日・30日締め（土日祝日の場合は、翌日）で15日以内に葦崎市商工会から指定口座に振込み手続きを行います。

※12月20日締めの振込は、翌年1月15日までに行います。

※ 蕪崎市商工会から請求者に換金額の振込み

(振込先は、参加事業者申込書記載口座)が行われます。

※ 期間を過ぎた請求は、受け付けることができません。

12. 広告宣伝

広報にらさき及び店頭掲示用パンフレット、ステッカー、チラシ等で広告宣伝を行い消費者にPRします。参加事業所にはパンフレット、ステッカーを配布しますので、店頭等にて掲示していただき、宣伝活動をお願いします。なお、取扱い店(商品券が利用できる事業所等)のリストは、商品券とセットにして購入者に周知します。併せて、グリーンゾーン認定されている事業者を明示しPRします。

※ 申請期間内に申請が行われなかった取扱い店は、リストに掲載されない場合があります。

※ 随時、蕪崎市ホームページにプレミアム付商品券事業に係る情報を掲載します。

13. 対象除外商品等(商品券で販売できないもの) 厳守して下さい。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、プリペイドカードなどの金券類、並びに切手、官製はがき、印紙、証紙などの換金性の高いもの、電子マネーへの入金(チャージ)など
- (2) たばこ
- (3) 公共料金等の支払い
- (4) 明かな資産形成、消費の下支えとは言いがたい出資や金融商品の購入、性風俗特殊営業等、公営ギャンブルなど

14. 注意事項

- (1) 当該業務により知り得た情報は外部に漏らしてはなりません。
- (2) 本事業に係る書類は、5年間保存してください。(令和8年4月以降廃棄可)
※ 取扱い店は除く。ただし、商工会に提出した申請書等の写しは、換金請求が終了するまで保管してください。
- (3) **商品券の交換、譲渡及び転売は禁止です。**
- (4) 商品券の**再発行及び返金**はできません。
- (5) 商品券の有効期間以降の使用は無効です。
- (6) 商品券で購入した時のつり銭支払いや返金等はいりません。
- (7) 宣言書記載のコロナ対策は、必要最低限のものであります。

各店舗が責任を持って必要な対策を進めてください。また、山梨県グリーンゾーン認証と異なり、宣言内容等を市等が認証するものではありません。

15. 事業の流れ

(1) 取扱い店の事業の流れ

・取扱いを希望する事業者は、申請書(通帳写し含む)及び宣言書(対象業種のみ)を蕪崎市商工会に提出してください。

※県認証施設や独自基準(宣言書以上)により、既に予防対策及び掲示している場合は、宣言書の提出は不要とし、現在の掲示物を提出してください。

・宣言書の掲示(対象業種のみ)、ステッカー等(作成後配布)の掲示を行なってください。

※既に対策している施設は、上記に準じる。

・商品券に記載されている額面にて決済を行ってください。なお、お釣の支払いや換金はできません。

・商品券の決済があった場合は、所定の「商品券換金請求書」に記入して蕪崎市産業観光課に換金請求をしてください。なお、商品券は、必ず裏面に取扱い店名等を押印してください。

・適正な請求の後、振込データを商工会に送付し、商工会から指定口座に振込みを行います。

※必ず令和3年3月3日までに換金請求を行ってください。トラブルの原因となります。期限後の換金は、いかなる理由があっても受け付けることができません。

(2) 関係図

